

《テーマ 契約関連》

2004/6/28

【ブロック1】

Re: 最近思うこと 5 ラヴハート - 2004/06/23 (Wed) 15:39 No. 306

記載ありがとうございます。

私は嘆くだけではなく次なる挑戦に取り組んでおります。

平たく言えば「ジャパードリーム」の日本版にただいま挑戦中であります。

ただアイデアが売れていないのが癪の種ではあります。

売れていないとは言えど半売れの的などもあります。

へんてこな言葉では有りますが契約上は売れております。

契約金は100万円ローヤリティ10%でした。

売った相手が創造促進法の認定が下りて入金後という条件でしたので、認定は下りても銀行融資がパーになったようで入金はありません。 ケッコー面白いでしょ。

従って、半売れです。当然技術を売ったわけですから創造促進法の申請用技術の説明書は私が書いております。

中学生にも解るように書け！などと言われて書いたものです。

これがジャパードリムの根拠です。

対応の技術は（特開平 11-236280）です。これを特許としてではなくノーハウとして買って頂きましたが上記条件により半売れです。

こんなジャパードリームも有るのかなあ〜・・などと思っております。

いきさつ・その後の経緯等はもう少し時間を下さい。

Re: 最近思うこと 5 管理人 - 2004/06/24 (Thu) 05:46 No. 310

マトリックス Aさんへ

おめでとうございます。まずは第1関門突破ですね。

やはり、現場を知っている人の強みでしょうか。発明成功の確率は現場、業界を知っているか否かは大変重要な要素です。よく主婦が発明で成功した話を聞きますが、主婦は生活の中で、自分で不便を感じ、必要に迫られて発明するから成功するんだと思います。

ラヴハートさんへ

ローヤリティ10%というのは、売上の10%なんですか。そうでしたら、結構高いですね。これまでにはどのような売り方、PRなどをしてきたんですか。よかったら参考までに少しずつでもお話頂けるとありがたいんですが、世の中にもっと知られたらまだまだ売れるような気がします（私の「感」みたいなものすみません・・・）。

商品は何かのきっかけで、突然売れる場合もありますので、いろいろやってみないと分かりません。

Re: 最近思うこと 5 ラヴハート - 2004/06/24 (Thu) 10:10 No. 313

>ローヤリティ10%というのは、売上の10%なんですか。そうでしたら、結構高いですね。

工場出荷価格の10%ですね。

もの（素材）・製造方法・製造装置 ゼーンぶ込みです。

素材を使った製品開発も含まれます。

但し半売れですよ・・・・。

やっぱり現金を手にして幾らのものかとなるようですね。

Re: 最近思うこと 5 管理人 - 2004/06/24 (Thu) 10:50 No. 314

>工場出荷価格の10%ですね。

もの（素材）・製造方法・製造装置 ゼーンぶ込みです。

素材を使った製品開発も含まれます。

それじゃ逆に安すぎる。市場で最近話題になる実施料率は、通常特許を受ける権利の譲渡対価として、売上価格のパーセントを言っておりますよね。それですと、業種によっていろいろありますが、平均的に見ますと、売上の5%くらいですね。その場合には、発明の譲渡を受けた人、つまり、通常は企業ですが、全て開発費用は買った側が負担するわけですから、それに比べれば本当に安いと思います。

ただ、職務発明だと、実施料率は5%であっても、会社の貢献度や会社が特許を得ることで独占できる部分（排他的部分と言ってます）を考慮しますので、実際には売上×5%（実施料率）×50%（会社の貢献度を考慮した係数）×50%（排他的部分）となり、発明者が受け取る金額は小さくなります。さらに発明者が複数いますと、発明者の一人の受け取る金額はさらに小さくなります。

Re: 最近思うこと 5 ラヴハート - 2004/06/24(Thu) 11:53 No. 315

管理人様へ

う～ん おいお前の中ででしたので一般的な商品とは異なります。

安いと言えば安い。

ゴミを集めてゴミを作るになるような事も考えられます。

今までに無い考え方。

特許も権利を受ける権利の更に通常実施権の設定です。

（専用実施権ではありません）

従って、相手に対しては新しい技術と認めてもらってノーハウとしてやってもらう設定です。

従って特許が下りる下りないは関係なく払ってもらう事になりますかね。

こんなやり方もあるのではないのでしょうか？

面白いやり方だと思います。

Re: 最近思うこと 5 管理人 - 2004/06/24(Thu) 12:28 No. 317

詳しくお聞きしますとラヴハートさんの場合には、かなり特殊な契約ですね。しかし、特許を受ける権利を譲渡して、もし、特許として、将来権利化されなかった場合でも、登録にならなかったからといって、判例では直ちに譲渡対価がゼロになってしまうわけでもないようです。しかし、モメゴトを起こさないためには、登録にならなかった場合も想定して、契約書で明確にしておくのがいいと思います。

また、特許だけでなく、ノウハウだけでも、取引の対象になっています。ただ、気をつけなければならないのは、出願してあれば、対象を出願番号で特定できるため、問題は少ないのですが、ノウハウの場合には、対象とするノウハウについて特定するのに苦労しなければならないことがありますね。

その意味で契約書は、出来るだけ証拠を残す意味で、ラヴハートさんのおっしゃるように、「中学生にも解るように書け！などと言われて書いたものです。」というお考えは、私も賛成です。

今でこそ私は能書きを言っておりますが、若い頃は口約束だけで発明を売りましたので、その付けが今になって回ってきています。

まだ対価を貰っていない発明が沢山あって、訴訟提起の予備軍として今でも沢山残っております。

Re: 最近思うこと 5 ラヴハート - 2004/06/24(Thu) 13:06 No. 318

管理人さんへ

特許出願中で通常実施権の設定では特許を受ける権利の譲渡にならないかなあ～と、思ってこんな設定をしました。

ノーハウならば全技術を売った事で技術供与の通常実施権がいいのかな、と違ってその様な契約書にしました。

他に技術を売ってもいい条件でした。

用途開発とは言えアイデアに毛の生えた程度です。

その用途とそのスケッチ説明程度です。

余り細部に渡っては取り決めをしてませんでした。

Re: 最近思うこと 5 管理人 - 2004/06/24(Thu) 14:06 No. 319

通常実施権を与える場合には、簡単に書くと、甲は甲の所有する特願**-*を乙に対して実施許諾する。

という表現で契約書を作ればいいですね。

「ロイヤルティとして、一個**円、又は売上の**パーセントを毎年**月**日に清算する。」とか、その他、許諾する期間などいろいろな他の条件も書き加えて契約書を完成すればいいでしょう。将来特許権として権利化されなかった場合には、ロイヤルティを半額にするとか、これも決めておいた方がいいでしょう。

そのほか、共同出願に名義変更することも可能ですが、この場合には、通常実施権と専用実施権の中間のような権利付与になります。というのは、共有名義にすると、自分で実施することは可能ですが、他の共有者の許諾がないと、第三者に実施させることが出来ませんので注意が必要です。

《追記》

ご存知の方が多いと思いますが、契約書の作り方を聞いてこられた会員さんが以前におられましたので、少しでも参考になればと思って、ついでに思いつくまま書いてみました。纏まりのない説明ですみません。

もし、契約書のサンプルが必要な会員さんがおられましたら、ご連絡下さい。

Re: 最近思うこと 5 ラヴハート - 2004/06/24 (Thu) 16:53 No. 320

管理人さんへ

このまま続けていいですか？取り敢えずここに書きます。

私は契約に関しては詳しくありませんでしたね。

契約相手がノウハウと認めればその時点で売買できたものであれば、特許と関連無く契約全体が有効に機能するのかなあ～。とっておりました。

いちいち書くのが面倒なので特許出願中の技術・・・及び添付用途に関する項目（150項目程度記載）こんなやり方はダメですか？

Re: 契約の話し 管理人 - 2004/06/24 (Thu) 19:07 No. 323

>このまま続けていいですか？取り敢えずここに書きます。

契約の話しはまだいろいろあると思いますので、今度どなたか書き込まれるときは、契約というタイトルで新しくレスを立てて親になって下さい。

Re: 最近思うこと 5 マトリックス A - 2004/06/24 (Thu) 19:40 No. 324

契約の討論はもう宜しいでしょうか？私も次回は仲間に入れてください。

遅くなりましたが、激励有難う御座います。(^▽^)

契約 マトリックス A - 2004/06/24 (Thu) 23:41 No. 326

「中小企業のための特許契約の手引き」が「工業所有権総合情報館」よりPDF全76ページで契約について詳しく解説されています。まず討論のたたき台として参照されてはいかがでしょう。

<http://www.ryutu.ncipi.go.jp/info/tebiki/index.html>

【ブロック2】

特許契約について 投稿者：マトリックス A 投稿日：2004/06/25 (Fri) 08:33 No. 329

特許契約について

「中小企業のための特許契約の手引き」をテキストとします。

P 2 3 ・ ・ ・ ・ 3 ・ 特許等契約に関する基礎知識に於いて

問 1 ・ ・ ・ 「特許実施契約に於いて、製造・使用・販売はセットが一般的です」とありますが、たとえば特許の主要部品（ラチェパナーの場合、回転軸部品）のみライセンサーが独占製造しようとした場合、契約条項として成立するのか？、成立した場合、いかなる文面にしたらよいか？

以上御意見を御願ひ致します。

Re: 特許契約について 管理人 - 2004/06/25 (Fri) 10:24 No. 331

ご存知のことと思いますが、特許権は、業として特許発明の「実施」を専有する権利であるとされ（68条）、「実施」の内容については、2条3項において、「物の発明」の場合と、「方法の発明」の場合とに分けて明確に規定されています。

2条3項によって規定される「実施」の内容は、以下のようになっており、「物の発明」と「方法の発明」を比べた場合、一般に「物の発明」の方が保護範囲が広いといえます。

○「物の発明」とは、その物の「生産」、「使用」（注1）、「譲渡」（注2）、「貸し渡し」、「輸入」、「譲渡若しくは貸渡しの申し出」（1号）

○「方法の発明」とは、その方法の「使用」（2号）

そして「物を生産する方法の発明」の場合、更に、生産された物の「使用」、「譲渡」、「貸し渡し」、「輸入」、「譲渡若しくは貸渡しの申し出」（3号）

（注1）発明の目的を達成するような方法での使用のみが、特許発明の「使用」にあたる。

（注2）「譲渡」、「貸し渡し」については、有償であると無償であるとを問わない。

となっています。

したがって、発明の部品の製造も実施ですから、製品の部品を権利者に無断で実施しますと侵害になりますので、第3者が実施する場合には、権利者の許諾が必要です。

特許の実施許諾契約は、一般の契約書を参考にして作成すれば、それほど問題はないと思います。

たとえば、その部分だけ考えますと、

「特許****号（または、特願**~****）の実施許諾について、甲は乙に対して、専用実施権（又は通常実施権）を許諾する。但し、部品****（出願書の図面記載の部品番号 No**に該当の物）の専用実施権は甲が所有する。」というような表現ではいかがでしょうか。

Re: 特許契約について マトリックス A - 2004/06/25 (Fri) 10:40 No. 332

そうしますと方法としての「工法」、物としての「使用部品」と実施許諾の内容を細かく規定した方が良いという意味でしょうか。

Re: 特許契約について 管理人 - 2004/06/25 (Fri) 11:28 No. 334

ご質問が具体的でないどうしても抽象的に回答せざるを得ませんが、要するに、何を許諾するのか、客観的に対象物が特定出来ないと、契約は曖昧なものになってしまいます。

発明「プレキャストコンクリート構造部材の結合方法」と発明「スパナ」と商標「ラチェパナー」は、全く別個の対象物ですから、それぞれ、出願番号または、登録番号で特定しなければ、契約の対象物が分りません。

契約には、黙示の合意といって、書面に残していなくても成立しますが、契約者双方の黙示の内容に食い違いがある場合が多くて、後にトラブルの原因になりやすいです。黙示の合意は、自分の主張を証明するのに結局苦勞することになります。

ラヴハートさんのおっしゃる「中学生でもわかるように」書くのが無難です。契約書の書き方は、証拠書類として残すのが目的ですから書き方は自由です。

Re: 特許契約について マトリックス A - 2004/06/25(Fri) 11:42 No. 335

まず「プレキャストコンクリート構造部材の結合方法」や「スパナ」は別物なので全く別契約と考えています。

具体的に書きますと「プレキャストコンクリート構造部材の結合方法」のなかで重要な部品として「軸鉄筋」があるのですが、これは製作が簡単で自分で発注できます。なお「利益率」がとっても良いものです。なので「簡単で利益率」が良いものは「専用実施権は甲が所有する」というシステムにしたいと思っています。この「都合の良いシステム」を契約上で確定しておきたいという主旨です。

Re: 特許契約について 管理人 - 2004/06/25(Fri) 12:14 No. 336

「***の部品支給」という条件を実施許諾の条件として
条件項目に書き込んだらいかがでしょう。

Re: 特許契約について マトリックス A - 2004/06/25(Fri) 12:21 No. 337

「支給」はいい言葉ですね。

「特願**-****の「プレキャストコンクリート構造部材の結合方法」の実施許諾について、甲は乙に対して、専用実施権を許諾する。但し、部品番号 No**は甲が乙に支給し、工法で使用する工具はラチェパナーを使用することとする。」

とても「強い契約」になりそうです。契約を知っていると知らないでは大違い。

有難う御座いました。
